

北海道奥尻高等学校における施設開放事業実施要項

(平成25年4月8日北海道奥尻高等学校長決定)

1 目的

この要項は、道立学校の施設を地域に開放し、地域住民に多様な学習機会、文化芸術活動及び健康・体力づくりの活動の場を提供することで、社会教育、文化及びスポーツ活動の振興に資することを目的とした道立学校における施設開放事業を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 主催

北海道奥尻高等学校

3 開放施設等

開放する対象施設は、道立学校の普通教室、特別教室、体育館、グラウンドなどの全ての施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）とし、開放する施設等（以下「開放施設等」という。）は、学校教育上支障のない限りにおいて、校長が決定するものとする。

4 開放事業の運営等

開放事業の運営及び開放施設等の管理は校長が行うものとする。

5 施設開放事業の日時の指定

施設開放事業の日時は、学校教育上支障のない限りにおいて、校長が決定するものとする。

6 対象者の範囲

対象者の範囲は、社会教育、文化及びスポーツの振興を目的として活動とする団体等とし、構成員は、原則、成人を含む10人以上とする。

7 利用の申込み

開放施設等の利用を希望する者は、原則、使用したい日の20日前までに、校長に学校開放施設利用申込書(別記様式)を提出しなければならない。

8 利用承諾の条件

校長は、社会教育、文化及びスポーツの振興に資する活動（営利を目的とする事業を除く。）であって、学校教育上支障のない限りにおいて、その利用を承諾することができる。

9 利用承諾の通知

校長は、開放施設等の利用を承諾する場合においては、書面又は電話等により通知するものとする。

10 利用者の責務

利用者は、この要項及び別に定める留意事項を厳守し、事故防止及び開放施設等の保全に努めなければならない。

11 利用承諾の取消及び利用の中止

校長は、利用の承諾を受けた利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の承諾を取消又は利用を中止させることができる。

- (1) この要項の定める規定に違反したとき
- (2) 利用承諾の条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用を承諾を受けたとき
- (4) 承諾した目的以外に使用したとき
- (5) 学校教育上又は施設の管理上支障が生じたとき
- (6) その他校長がその利用を不相当と認めたとき

12 利用者の賠償責任

利用者は、開放施設等を滅失若しくは毀損をし、又は亡失したときは、この損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

13 費用負担

当該事業は、学校自らが主催する事業であるため、利用者から学校施設使用に係る使用料及び加算料金を徴収しない。

14 その他

この要項の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月8日から施行する。